

社会政策と階級対立（上）

坂 脇 昭 吉

Sozialpolitik und Klassengegensatz

Akiyoshi SAKAWAKI

目 次

- I はじめに
- II 社会政策論争と階級闘争把握
 - (1) 階級闘争「契機説」—大河内説の検討
 - (2) 階級闘争「必要条件説」—風早説の検討
 - (3) 階級闘争「緩和説」—近藤説の検討
 - (4) 階級闘争「産物説」—(イ) 森説の検討
(ロ) 服部説の検討
(ハ) 岸本説の検討…〔以上本巻〕
 - (5) 階級闘争「抑圧説」—西村説の検討……………〔以下次巻〕
- III 社会政策の必然性と階級対立
 - (1) 社会政策の外的必然性と経済闘争
 - (2) 社会政策の内的必然性と階級関係
- IV む す び

I はじめに

周知のように今日まで、社会政策の基本的な問題をめぐって数多くの議論がなされてきた。そしてそれは、岸本英太郎氏が「社会政策論争は、昭和26年で一応終結した」¹⁾と述べるにいたった今日においてもなお、議論は終結するにいたってはいないように思える。なぜなら、私見によれば、そもそも論争の発端であつたいわゆる「社会政策の必然性」についてのその根拠に関して、今日必ずしも納得しうる結論が得られたとは決して思えないからである。それは、実は社会政策という政策現象をその本質においてとらえるに当って、労働者の運動をどのように位置づけるのか、というきわめて実践的で、根源的な問題について、結局適切な分析がなされることなく、社会政策論争は今日を迎えているからに他ならないであろう。この点は、社会政策論という「社会政策」批判の科学を真に現代的な課題に答えうるものにするためにも決して見逃がすことのできない点である。それはまた、労働者にとって現代の社会政策が如何なる意味と意義を有しているのかという点を、現代社会政策論構築への重要な1つの柱だと考えている私にとって、まずはっきりさせておかなければならない問題なのでもある。そこで本稿において、今日までなされてきた議論が、労働者階級の闘いをどのようにとらえ、それを社会政策の必然性との関連でどのように理解されてきたのかを

私なりの整理にもとずいて批判的にふり返りながら、以上のような問題意識へ少しなりとも接近するために若干の見解を提起しておこうとするものである。

- 1) 岸本英太郎「社会政策の政治経済学—『社会政策論の再構成』は果して必要か—」、『社会政策学の基本問題—大河内一男先生還暦記念論文集第1集—』所収、29ページ、有斐閣、昭和41年1月(後に同『労働経済と社会政策—その基礎理論と論争点—』〔ミネルヴァ書房、昭和42年10月〕に収録された)。

II 社会政策論争と階級闘争把握

(1) 階級闘争「契機説」——大河内説の検討

ところで、社会政策の必然性を論じるにあたって、労働者の階級闘争をその根拠にすることを極力避けたのは他ならぬ大河内一男氏であった。周知のように氏は、社会政策を次のように規定した。「資本制経済は言うまでもなく営利経済であり、産業家が『労働力』を商品として雇い入れるのは特定の使用価値物を生産せんがためではなくして利潤を獲得するためにほかならないが、かかる営利活動を産業社会全般として平均的に遂行し、年々再生産が生産要素たる『労働力』に就いて安定的に行われるために、総資本の立場から、換言すれば経済社会の胎内から、その内的必然性、機構的必然性として要求せられるところのものが、社会政策にほかならないのである」¹⁾。つまり社会政策とは「社会的総資本の立場において展開せられる『労働力』保全のための政策の体系であって、……それは何よりも経済社会、資本制経済社会における経済的必然性として、経済社会の存立と発展のために内在的に要請されるものである。またそれは、資本制経済における非合理的な『原生的労働関係』の支配、すなわち個別資本の『剰余労働に対する吸血鬼的な渴望』による『労働』の全般的喰潰しに対する合理的精神の貫徹である」²⁾と。このように氏は、社会政策を「総資本」による「合理的精神の貫徹」としての「労働力の保全」にあると規定したのだが、さらに氏はその「労働力保全」としての社会政策の必然性を、「資本制経済社会における経済的必然性」として「資本制経済の機構そのものの中に」³⁾見い出さねばならないのであって、決して「道義的理由または、政治的理由から説明」⁴⁾してはならないとして次のようにその根拠を述べた。「資本に対する労働者の闘争がはじめて社会政策を『絶対的に必要』とする、というのは婦人や幼少年労働の『保護』を中心とする社会政策を道義的に説明しようとする態度と全く同じく、社会政策の理解にとっての常識論以上のものではない……。それは、社会政策の機構的な、内在的な必然性と、その実現のための契機または条件とを混同したもので……。『若しも例えば労働力の合理的保全の為労働者保護が、労働者の自主的運動を俟ってのみ必要とせられるものとすれば、労働力の保全にとっての総資本の配慮は社会政策の本質究明にとっては無意味な規定となるであろう。この場合には、労働者の自主的運動の圧力は、社会政策実現のための契機とはなるがその本質規定ではあり得ない。労働運動の存在如何に拘わらず、労働力保全のための配慮は経済社会全体の、即ち総資本の、自己保存的方策として、早晚日程に上され実現されねばならない』⁵⁾(傍点坂脇)。つまり、「道義的理由または、政治的理由」としての「階級闘争」は「社会政策の必然性の根拠ではありえない」⁶⁾、としたのであ

る。氏にあっては、それはせいぜい「社会政策実現のための契機」にすぎないのである。そして氏は、社会政策の必然性の根拠が、「経済的必然性」として「貫徹」するところのもの、即ち、「自生的ないし原生的な方法」⁷⁾によって「労働力」を「継続的に」「磨滅」する「個別資本」⁸⁾の立場と、「労働者を斯く不断に再生産してそれを永久の存在たらしめること」⁹⁾を「死活問題」¹⁰⁾とするところの「総資本」¹¹⁾の立場との一早晩解決されねばならない一矛盾にあるとして次のように述べたのである。「……個別資本の立場からすれば、労働者の生命を無視して『労働力』を極度に急速に回転すればするほど、……資本の増殖はますます早められるであろう」¹²⁾けれども、こうした「……個別資本の立場からは合理的と思われ得た『労働力』の継続的磨滅は、ひとたび……社会的総資本ないし経済の総体としての循環の立場に立ってみるとき、その虚構であることが直ちに明白となる。個別資本の立場から合理的と思われた『労働力』取扱い方法も総資本の立場からは非合理的なものとなる。即ち、後の立場からすれば、あれこれの『労働力』の虐使が問題ではなく、全体として、非合理的取扱いの対象となることは、久しきに互っては当該経済社会そのものの存立の基礎を脅やかしその循環を不可能たらしめるに至るであろう。かくの如くして個別資本と社会的総資本との間には利害の食い違いを生ずるが、これは早晩、後者の総資本の線にそいながら整理せられることを必要とするものであり、『労働力』に対する国家の意識的統制の必然性は、このようにして『労働力』に対する配慮が個別資本の営利的打算を超えて総資本としての経済循環の確保に沿って行われる場合にはじめて生ずるものである」¹³⁾。

以上のように大河内氏は、階級闘争を「道義的、政治的」と見做すことによって、社会政策の必然性の根拠¹⁴⁾としてはこれを避け、「個別資本」と「総資本」の立場の違いという「合理性」的な側面にその根拠を求めたのだが、こうした見解に対する批判の展開として社会政策論争は行われていくのである。

- 1) 大河内一男『大河内一男著作集』、第5巻、126～127ページ、青林書院新社、昭和44年6月。以下『著作集』と略す。(初出一同『社会政策の基本問題』、日本評論社、昭和15年7月)。
- 2) 同『社会政策の史的発展』、159ページ、有斐閣、昭和47年3月。(初出一同「マルクス主義と社会政策」、高島善哉、永田清、大河内一男『戦後経済学の課題』所収、昭和22年)。大河内氏のこうした見解に対して服部英太郎氏は次のように批判した。「著者の生産力説的理論によれば、社会政策における想われた意味は『労働力』の継続的再生産の維持にあるが、かえってその想われざる効果において、『その結果において』のみ、一方においては大資本の制覇を確立し、資本主義経済の高度化、その発展を媒介するとともに、他方では、労働者階級の社会的理念実現に対し間接的な職能をつくす。社会政策は『労働力』を保全することにおいてまた同時に労働力をも保全強化し、自然的存在者としての彼らをますます社会的存在者たらしめる媒介的機能を果し、これがための物的地盤を用意する…。この社会的存在としての労働者階級を前提として初めて社会政策の『社会的必然性』が問題となる」(服部「社会政策の生産力説への一批判」、『服部英太郎著作集』V所収、23～24ページ。初出『経済評論』第4巻2、3、4号、昭和24年2月、3月、4月)。
- 3) 『同』、261ページ。
- 4) 『同』、159ページ。
- 5) 『同』、270ページ。こうした大河内氏の世界政策の必然性の根拠から階級闘争を排除する見解に対して、

服部氏はまた次のように批判した。「社会政策のこの生産力説は、これと同時にその生産力視点への偏向にもとづく生産力＝生産（階級）関係の全機構的把握の欠如、特にその理論構造の階級的根底からの解放、すなわち、社会政策の社会機構的把握の欠如によって、ハイマンの社会政策理論の保守的性格、また総じて社会民主主義社会政策理論構想のイデオロギー的幻想性の反面における現実態を継承し、その『経済機構的把握と生産的視点』とは、社会政策のこれまでの経済理論の諸形態、なかんずく保守的、伝統的社会政策の生産政策的把握と全く同じ結論に導かれねばならなかった」（前掲、『服部著作集』、69ページ）。そして氏はさらに、大河内氏のこうした見解に対して、階級闘争の必要かつ、必然なることを主張して次のように述べたのだった。「日本の組織動労大衆は、彼らの経済的闘争の必然性、労働組合の端初的本源的機能にもとづく要求を後退撤回せしむべき何らの理由をも見出さないであろう」（『同』、44ページ）。

- 6) 同上。
- 7) 『著作集』、73ページ。
- 8) 『同』、76ページ。
- 9) 『同』、71ページ。
- 10) 同上。
- 11) 『同』、76ページ。
- 12) 同上。
- 13) 『同』、77ページ。この点に関して岸本英太郎氏は次のように批判している。「わたしは、資本の理論が貫徹しているかぎり、総資本はその必要とする一定の質量の労働力を確保しえる、と考える。総資本の再生産は、それ自体その必要とする労働力の再生産を含んでおり、そのために社会政策を不可欠の条件とはしない。個別資本の労働力濫奪による労働力の磨滅によって、労働力が絶対的に不足すれば、商品労働力の価格（賃金）は上昇し、労働条件は改善される。個別資本による労働力の濫奪が可能なのは、『資本の法則慣徹』による産業予備軍の生産のためである。労働力の絶対的不足をもたらすほどの労働力の濫奪磨滅は、それ自身の論理によって資本の労働力濫奪を抑制させる。したがって、総資本の再生産のためには労働力（保全）政策としての社会政策は不可欠どころが必要でさえないのである」（前掲、岸本「社会政策の政治経済学—社会政策論の再構成」は果して必要か—、『社会政策学の基本問題』所収、34ページ）。

マルクスも『資本論』第1部第7篇「資本の蓄積過程」第23章「資本制的蓄積の一般的法則」において、岸本氏とは若干異った角度から正しく次のように述べている。「資本の増大は、その可変部分、すなわち労働力に転換される成分の増大を含んでいる。追加資本に転化される剰余価値の1部分は、つねに可変資本すなわち追加労働財源に再転化されなければならない。他の不変な諸事情といっしょに資本の構成も不変だということ、すなわち、一定量の生産手段または不変資本が動かされるためにはつねに同量の労働力が必要だということを前提すれば、明らかに、労働に対する需要と労働者の生計財源とは、資本の増大に比例して増大し、資本が急速に増大すればそれだけ急速に増大する。……最後に、特別に致富欲を刺激するもの、たとえば新たに生じた社会的欲望による新たな市場や新たな投資部面の開発などが現われれば、蓄積の規模は、ただ資本と収入との剰余価値または剰余生産物の分割を変えるだけのことによって、にわかには拡大されるのだから、資本の蓄積欲望が労働力または労働者数の増大を上回り、労働者に対する需要がその供給を上回り、したがって賃金が上ることがありうる。むしろ、前記の前提がそのまま存続する場合には、結局はそうなるよりほかはない。毎年、前年よりも多くの労働者が使用されるのだから、おそかれ早かれいつかは、蓄積の欲望が通常の労働供給を上回り始める点が、つまり賃金上昇の始まる点が、現われざるを得ないのである。……とはいえ、賃金労働者が維持され増殖されるための事情が多かれ少なかれ有利になるということは、資本主義的生産の根本性格を少しも変えるものではない。単純再生産が資本関係そのものを、一方に資本家、他方に賃金労働者を、絶えず再生産するように、拡大された規模での再生産、すなわち蓄積は、拡大された規模での資本関係を、一方の極により多くの資本家またはより大きな資本家を、他方の極により多くの賃金労働者を、再生産する。労働力は絶えず資本に価値増殖手段として合体されなければならない、資本から離れることができず、資本への労働力の隷属は、ただ労働力が売

られて行く個々の資本家が入れ替わることによって隠されているだけで、このような労働力の再生産は、事実上、資本そのものの再生産の一契機をなしているのである。つまり、資本の蓄積はプロレタリアートの増殖なのである」(Marx, K., *Das Kapital*, Bd. I, *Werke*, Bd. 23, 1967, SS. 641~642. 訳, マル=エン全集刊行委員会訳『資本論』, 第1巻第2分冊, 1967, 大月書店, 800~801ページ。以下, *Das Kapital*, I, SS. 641~642. 訳〔2〕, 800~801ページ, というふうに略す)。

- 14) 大河内氏は社会政策の必然性を、「経済的必然性」と「社会的必然性」とに分けて論じているところもあり、前者の関連ではいわゆる労働者の「経済的闘争」が、後者との関連では労働者の「階級的闘争」がそれぞれ論じられているのだが、結論的には「経済的闘争」も「階級的闘争」も、社会政策の必然性としてはこれを避けている。なお、社会政策の「社会的必然性」と「階級闘争」そのものの関連については『著作集』, 101~106ページ参照—この点についての立ち入った検討は後に行う。

(2) 階級闘争「必要条件説」——風早説の検討

「社会政策を以て分配政策と生産政策とを両面とする楯としてハッキリ規定せねばならない」²¹⁾、との立場から、社会政策を以て「政治と経済とを結ぶ環である」²²⁾、と把えた風早八十二氏は、社会政策の本質を次のように規定したのだった。「社会政策とは、個別的な資本が労働力を犠牲にして遂行する利潤率低下阻止の諸手段を、利潤率維持にとって合目的な限度に抑制せんとして労働力の保全を行うところの総資本の方策施設である」²³⁾。ところで、氏の言う「利潤率維持」はしかし、「資本が直接的生産行程において行う労働力の充用・余剰労働の收取は剰余価値率それ自体のためでなく、流通過程によって規定される利潤率のためのものに他ならない」²⁴⁾のであって、労働者と資本家との基本的関係を生産過程において正しくとらえていないという難点があるのだが、それはさておき、大河内氏が、「労働力保全」をいわば資本にとっての「死活問題」である、ととらえたのに対して風早氏は、資本の利潤率を維持し、その低下を「防止」することこそが資本にとっての「死活問題」であり、その目的を達成するための手段の1つとして社会政策があると次のようにも述べている。「社会政策が直接生産行程に位置するとしても、それは流通过程の投影を含んだ意味における直接生産行程に位置するのである。それ故、社会政策の内容が労働力保護であるとしても、それは労働雇傭条件の均等化、利潤率維持の如き総資本の究極目的に應へる限りにおける労働力保護であるに過ぎない。労働力の保護自体が無条件的に資本にとって合目的であるのではない」²⁵⁾。こうしたいわば氏の社会政策に対する資本の運動「法則」よりする相対把握は、その必然性の問題についても次のように述べるのである。「社会政策は、労資関係そのものの創出と共に、さらに労働者側がある程度まで成長し、1の階級として多かれ少なかれ一定の独自の意志と要求とを有ち、自己階級の共同利益のために進んで一定の運動を起し、この運動をそのまま放置すれば、社会的矛盾が公然露呈され、政治支配の上に支障を齎すおそれあるに至って、始めて絶対的に必要とされるものである」²⁶⁾。社会政策の必然性の把握に当って階級闘争を重視する氏の視点は明らかに大河内氏のそれより進展している。この点は正しく評価しておかなくてはならないのだが、それはしかし、「必然性」を直接規定するものではなく、いわば、階級闘争によって社会政策が「必要」となる、と言うのであって決してそのことによって直接に社会政策が実施せられるというものではないので

ある。だからこそ実は、氏の理論においては社会政策そのものと、階級闘争との関連があいまい、かつ不明なままなのである。それは、一体階級闘争が何故発生するのかという根本的な問題においてそうであるからである。すなわち、「社会政策は、それみづからとしては、飽くまで資本自体の順当な発展を促進せしむべき要請の一つであり、其処に根本的な限界をもっている政策なのではあるが、しかし資本の順当な発展・成熟は、同時に交換価値としての労働力と使用価値としての労働力の矛盾の認識、したがって労働力と労働力担当者との不可分の関係への認識を促がし、そのことによって労働力担当者（それ自身価値法則に対する批判者である）の地位の向上、自覚の成長を促がす。即ち、社会政策は価値法則によって合目的な政策を遂行せしめつつ、そのことによって価値法則を揚棄する要素をも育成する」⁷⁾と。ここでは階級闘争に占める経済闘争の意義、それとの関連における社会政策の問題が不明なままである。否むしろ否定的に扱えられているとさえ言いうるのではないだろうか⁸⁾。

- 1) 風早八十二『日本社会政策史』, 5 ページ, 日本評論社, 昭和12年12月。
- 2) 同上。
- 3) 同「社会政策と資本の運動法則」, 『労働の理論と政策』所収, 88~90 ページ, 時潮社, 昭和13年。
- 4) 『同』, 83 ページ。こうした氏の流通視点に対して岸本英太郎は次のように批判した。「資本制生産は、労働者と資本家が剰余価値の生産のためにとり結ぶところの物質的な社会的な関係であり、従って直接的生産行程は労働過程と価値増殖過程の対立物の直接的な統一であり、ここにおいて生産された生産物は、不変資本と可変資本と剰余価値を含み、これが流過程を通して実現されることにより、資本家のために剰余価値を獲得せしめるのである。そうだとすれば流過程に資本制生産たらしめる特質を見出すことは重大な誤謬と云わねばならないであろう」(岸本『社会政策論の根本問題』, 175 ページ, 日本評論社, 昭和25年)。
- 5) 『同』, 84~85 ページ。
- 6) 前掲, 同『日本社会政策史』, 30 ページ。階級闘争によって社会政策ははじめて「必要」となる、との氏の見解に対して、大河内氏は次のように批判した。「社会政策、一方に於て、『原生的労働関係』の下における労資間の力関係の差等により来る賃銀水準の経済外的な切下げに対する『賃銀保護』として、他方に於いては、上述の過度労働に対する『就業制限』として現われるとともに、『労働力』調達上の合理化をも含むものである。換言すれば、この場合における社会政策の目的は、『健全なる』労働力の獲得・維持、或いは『労働力の順当な保全』である。言うまでもなく、この意味での社会政策は、資本制経済そのものに内在する理法であって、労働者運動の存在を豫定することなくとも思考可能でなければならない」(前掲, 大河内『著作集』, 81~82 ページ)。
- 7) 前掲, 同『労働の理論と政策』, 119 ページ。
- 8) 風早理論の評価について、平田富太郎氏は基本的に正しい視点で次のように述べている。「風早社会政策論は、社会政策を資本の運動法則との関連において把握し、大河内理論において飲けていた社会政策の成立にとっての労働者運動の不可欠的・必然的意義即ち社会政策の『社会的・政治的必然性』を明らかならしめんとしたものであった。もとより、風早理論においては、大河内教授や森教授の社会政策を生産政策乃至分配政策として把握せんとする見解に対して、社会政策を資本の運動法則に則して生産政策・分配政策として統一的に扱えようとするところに力点が置かれていたために、労働者階級の謂ゆる絶対的・相対的窮乏化法則の下における社会政策の必然性、即ち、階級闘争の社会政策にとっての必然的意義に関する理論的展開はなお不十分ではあったが、風早理論は少くとも弁証法の見解と共に、社会政策論に新たな問題を投げたものであって、ここに風早理論の歴史的意義が見出されるのである」(平田『社会政策論』, 226 ページ, 前野書店, 昭和35年4月)。

(3) 階級闘争「緩和説」——近藤説の検討

近藤文二氏は、「社会政策に含まれる『階級闘争緩和』という要請は単に『社会政策実現のための条件』であるとか、『それを促進せしめるための条件にすぎない』とかいう程度のものではない。むしろそれは社会政策自体の一つの本質的要件なのである。労働力の保全政策が、単なる労働力の保全政策乃至は育成策から発展して階級闘争緩和乃至産業平和策としての性格を帯びるに至って、初めてそれは真実の社会政策となるのである。階級闘争との関連を無視した社会政策論。それは結局、社会政策の静的理論であり、調和論にほかならない¹⁾と述べ、階級闘争を緩和せしめるということを目的としてはじめて社会政策は成立するのであり、またそれこそが社会政策の本質規定の1つをなしている、と規定したのである。しかしながらここで直ちに疑問になるのは、はたして「階級闘争緩和」という性格を帯びなければ社会政策とは言えないのだろうか、という点である。また、「労働力保全政策」が「発展」して「階級闘争緩和乃至産業平和策」としての性格を帯びて、氏は言うのだが、一体その両者の内的連関は何なのか、と言う問題である。さらに氏は別なところでまた、具体的な歴史的事実をとりあげて、「10時間法は経済的には労働力の保全を、社会的・政治的には産業平和を目標として成立したのであるが、この事実こそは同時に社会政策の本質と意図とを最も端的に物語っているといってよい²⁾と述べているのだが、はたして何をもって「本質と意図」とを区別し、そしてまた何故に労働力の保全が「本質」であり、産業平和が「意図」なのか、については十分な説明がないままである。結局氏によると、社会政策とは「階級闘争の緩和」を目的にして実施される「労働力保全」策ということになるであろうが、そもそも、「労働力の保全」政策を実施すれば、「階級闘争」が「緩和」されるのかどうか。言いかえれば、一体、「階級闘争」が「緩和」されるような「労働力の保全」策とは具体的にはどうゆうものなのか。氏の議論はさらに、大河内氏の「労働力保全」としての社会政策なる概念、さらには労働力商品の把握から脱し切らないために、次のように氏の労働力商品把握の中に無原則的に体制変換の論理までが混入されてしまうのである。「社会政策は、それ自体が、『労働力』商品の保全政策なるが故に、そして『労働力』なる商品の現実的担い手が外ならぬ労働者であり、人間であるが故に、同時に労働者政策としての二重の性格が与えられるのであり、それ故にまた、社会的に社会政策の反対物をそれ自身のなかに含むという矛盾をもつものである。そしてこの矛盾こそはまさに社会政策の本質であり、社会政策をして社会主義政策にまで止揚せしめむべき運命を約束するものだといってよい³⁾。

1) 近藤文二『社会政策概説』、10ページ、昭和24年5月、碓氷書房。

2) 『同』、64ページ。

3) 同『社会保障』、250～251ページ、東洋書館、昭和27年10月。ちなみに大河内氏の労働力商品把握は次の如くである。『『労働力』商品の特質は、それが労働者の人格、彼自身の肉体と結合してのみ雇傭者に提供せられ、従って商品としての『労働力』の販売は、その『労働力』の所有者自らを一定時間他人の自由なる使用にゆだねることの裡に在る。換言すれば、労働者は、個人としても総体としても、その『労働力』を売却することによって同時に彼自身を拘束するのである。この事実は、『労働力』なる商品の使用価値充用上に於て特殊の制約を当然に伴わざるを得ないであろう。商品としての『労働力』の購買者の持つ使用上の権利は、個別的な『労働力』をとって考える場合にすら、かかる労働能力の担当が生ける人格者で

あることの裡に1の制約を持ち、従って商品としての『労働力』の雇主による消費は、この人格、否むしる先づその生理的存在を無視しては行ない得ないという絶対的制限に当面する」(前掲、大河内『著作集』、174ページ)。

こうした近藤氏をも含めた「労働力商品」の「特殊性」把握は、実は宇野弘蔵氏や、隅谷三喜男氏の規定の仕方と同じであることに気づくであろう。例えば宇野弘蔵氏は「労働力商品の特殊性について」なる論文の中で次のように述べている。「…労働力が商品として販売せられるからといって、労働者自身が資本に対して従属的地位に立つわけではない。ただ、労働力が労働者の身心を離れて在り得ないために、販売せられた労働力が購入者たる資本家にとって消費せられる間は、これに従属的地位に立たざるを得ない」(宇野『価値論の研究』、182ページ、東京大学出版会、昭和27年9月。初出一『唯物史観』、昭和23年4月)。さらに、「資本は、本来商品として生産されたものでない労働力を商品とすることによって、個人的消費過程をも労働力の生産過程とする」(『同』、200ページ)とも述べている。また隅谷氏はその著『労働経済論』(日本評論社、昭和40年9月)において次のように言う。「労働者の唯一の商品である労働力は、販売者である労働者と不可分に結びついているという点にこそ、労働力の他の商品と異なる基本的特質が存するのである。すなわち、資本制賃労働の基本的構造は、主体たる労働者は自由な労働者であり、彼は自由な主体として自己の唯一の商品である労働力を売るのであるが、そして売られたものは買い手の所有物であるが、この労働者のものである『彼自身』と他人のものである労働力とは、不可分離であるということである。このような矛盾をはらんだものとして、資本制賃労働は存在しているのであり、ここに賃労働の特殊性が淵源するのである。このような賃労働の矛盾は、その買い手である資本からみれば資本自体の内部的矛盾であり、そこに資本と賃労働との対立が生起することとなる」(11ページ)。

このように、資本と労働との基本的対立関係の中に賃労働を正しく位置づけることなく、ありもしない「賃労働の矛盾」を設定し、それを「資本の内部矛盾」の中にくみ入れ、しかも、労働力と労働者との関係の中に「賃労働の矛盾」なるものが存在するかのごとく議論を展開するという誤れる「理論」に対して批判を加えるために実は基本的には本稿もあるのだが、それは行論において示すこととし、とりあえずマルクスの次の言葉を示しておこう。「貨幣が資本に転化するためには、貨幣所有者は商品市場で自由な労働者に出会わなければならない。自由というのは、二重の意味でそうなのであって、自由な人として自分の労働力を自分の商品として処分できるという意味と、他方では労働力のほかには商品として売るものをもっていないで、自由の労働力の実現のために必要なすべての物から解き放たれており、すべての物から自由という意味で、自由な」(*Das Kapital*, Bd. I, SS. 183. 訳 [1], 221ページ) 労働者を見い出すさねばならないのだが、その労働者は次のような特殊な性格をもった労働力の持ち主である、とマルクスは言う。ここに労働力商品の特殊性—矛盾ではなく—がまず基本的に存在することを銘記すべきである。「貨幣所有者は、価値の源泉であるという独特な性質をその使用価値そのものもっているような1商品を、つまりその現実の消費そのものが労働の対象化であり、したがって価値創造であるような1商品を、運よく流通部面のなかで、市場で、見つけ出さなければならないであろう。そして、貨幣所持者は市場でこのような独自の商品に出合うのである—労働能力または労働力に」(*Das Kapital*, Bd. S. 181. 訳 [1], 219ページ)。

(4) 階級闘争「産物説」

(イ) 森説の検討

周知のように森耕二郎氏は、社会政策を「現今の資本家的生産関係を支持しつつ、それが分配過程に於て特に生起するところのもろもろの弊害をば、国家の権力によって、可及的に除去せんとするさまざまな方策、施設の謂である」¹⁾と定義し、具体的には「労賃問題」である、として次のように述べた。「社会政策の対象となる諸弊害は、資本制生産の全過程に生起するが、労働者階級の

地位の向上改善に視点をおけば、この弊害が特に問題となるのは分配過程におけるそれであり、なにかんづく労働問題に関するものである²⁾。大河内氏の「生産力視点」に対するアンチテーゼとして提出されたこの理論はしかし、大河内氏の反批判を受け³⁾、さらに批判を行うという形でいわゆる大河内・森論争が行われた。しかしながらここではこの点をとり上げるのが主題ではない。問題なのは、森氏の社会政策の必然性に関する議論である。大河内氏が、労働者の階級闘争を単に社会政策の「実現のための契機または条件」としかみななかった点に、森氏は批判の目を向けて次のように言う。「社会政策の本質は（総）資本からの労働力に対する合理的配慮でなしに、労働者の反抗、闘争にもとづいて強制される労働力の再生産費の確保、労働力の価値の貫徹に求められねばならぬ。社会政策の本質規定として経済的必然性に求められるところはかかる資本の合理的配慮にあるのではなく、資本の盲目的利潤獲得衝動、労働者のあくなき搾取、それに対する反抗的闘争の自然律たる『経済的必然性』にあると言わなければならない⁴⁾。そして氏は明確に、社会政策を「労働者階級の闘争、反抗の産物であり、資本家階級の渋々ながらの、いやいやながらの譲歩的政策であり⁵⁾、具体的には「社会政策とは労働者階級が労働力商品を価値通りに売らんとする闘争、反抗に対して、資本家階級が譲歩的、妥協的に、労働者階級に与える労働力価値の一部乃至その補填である⁶⁾」と規定したのだった。社会政策が、「いやいやながらの譲歩的政策」であるかどうかは別にして、はっきりと階級闘争の産物として捉えたところに森理論の重要な意義があった、と言えるだろう⁷⁾。つまり氏は階級闘争を社会政策の本質規定の内に次のように位置づけたのだった。「社会政策が、労働者階級の闘争、反抗の産物であり、資本家階級の渋々ながらの、いやいやながらの譲歩的政策であるとするならば、社会政策の本質規定に、階級闘争が外的契機としてではなく、内在的契機として内包される、ことは否定できない、それは単なる動因でも誘因でもない。社会政策それ自体資本制生産の自然律である⁸⁾」。

ところで、氏の見解に難点がないのではない。つまり、「あくなき『吸血鬼的、人狼的渴望』による剰余価値の搾取⁹⁾」から「労働者階級の闘争」が生起するという基本的には正しい（もっとも、厳密には後に展開するように、内的必然性としての階級対立の根拠を明確にしてはじめて、経済闘争としての意義も明確になるのであって、そうした私見からすればこの規定は不十分であるのだが）観点に立ちながらも、氏が次のように価値法則、価値関係を階級闘争と結合させる時、氏の階級闘争論を支える基礎がくずれてしまうのである。「社会政策の……経済的必然性と社会的必然性とを2つの環として、また楕の両面として漫然と結びつけようとしたところでそれはもともと無理であり、結びつけないからと言ってそれを非難する論者もまたこの『経済的必然性』についての理解を欠いている。片ちんばなこの二者を結びつけようがないではないか。価値法則、労資階級関係によって貫かれている『経済的必然性』なら、それ自体『経済的社会的必然性』である。価値関係は、この資本制生産においては、同時に資本制生産関係であり、階級闘争関係である¹⁰⁾。原理的には価値関係は決して階級闘争関係ではありえないであろう。それはまた単純に剰余価値関係でもないのである。この点を明らかにするのが本稿の目的の1つでもある。

- 1) 森耕二郎『社会政策要論』, 68ページ, 日本評論社, 昭和10年。
- 2) 『同』, 70ページ。
- 3) 社会政策を分配政策とする考えに対しては大河内氏の次のような批判がある。「社会政策がかくひたすら経済外的な視点から主張せられているかぎり, 所詮それは資本制経済そのものとの, 即ち厳密にはその再生産機構との関連に於いては, 理解され得べくもないことになる。従ってそれはただ, 現存の資本制的分配秩序に対する人道的な, 一般に超越的な批判に終わってしまう危険を含み, 事実また19世紀末における社会改良運動の衰退はこの点にその究極の原因を持っていたのである」(前掲, 大河内『著作集』, 118ページ)。
- 4) 森「増訂版を出すにあたりて」, 『社会政策要論』増訂版, 6ページ, 日本評論社, 昭和26年。
- 5) 『同』, 53ページ。
- 6) 前掲, 同「増補版を出すにあたりて」, 10ページ。
- 7) この点に関して向井喜典氏も, 「社会政策論争」の中で次のように評価している。「森教授における社会政策の本質規定が, マルクス労賃学説に関するその深い造詣(『労賃学説の史的展開』—正確には『史的発展』……坂脇一など)にもかかわらず, ただ『経済政策の下位概念』としての『分配政策』として, 労働力の価値規定との論理的関連を明確にされなかったことの批判は免がれないとしても, 既に労働者階級の窮乏化の不可避性を主張され, 社会政策の成立・発展におけ労働運動の必然的役割を指摘されたことの画期的意義は, 見失われてはならないであろう」(岸本英太郎『社会政策』所収, 307~308ページ, ミネルヴァ書房, 昭和40年2月)。
- 8) 前掲, 森『社会政策要論』初版, 53ページ。
- 9) 前掲, 同「増訂版を出すにあたりて」, 6ページ。
- 10) 「同」, 8ページ。社会政策を労働力の価値, すなわち価値法則との関連で見ると西村豁通氏の次のような批判である。「われわれの疑問は『労働力の価値規定』, 従ってそれにかかわる『労働力の価値法則』が, 社会政策の『本質』理解に当ってその『出発点』とすべきか否かに存在する。『労働力の価値法則』とは, いうまでもなく労賃を労働力の価値に限定する法則のことであり, この法則より導き出し得る結論…によれば, 労働条件は労働力価値の2つの限界, すなわちその社会的限界と生理的限界との内部で変動するというものでしかあり得ない」(西村『増補社会政策と労働問題』, 153ページ, ミネルヴァ書房, 昭和41年5月)。西村氏の基本的には正しい—もちろん疑問もあるのだが, それは行論で明らかにする—この批判も, さらに氏が, 「かかる経済闘争を以てしても『蓄積の法則』に従属する『労働力の価値法則』は労働条件を労働力の価値以下に引き下げ, またさらに労働条件はその生理的限界をも越えて下降する」(『同』, 154ページ)と述べにいたっては, 氏の基本視点そのものに疑問を提起せざるを得ないのである。この点については後にふれる。

(ロ) 服部説の検討

服部英太郎氏は, 大河内氏の社会政策論を批判した有名な論文「社会政策の生産力説への一批判」の冒頭において, 「半封建的=軍事的日本帝国主義の満州侵攻開始以来の社会科学のいわゆる『空白代時』において, 社会政策の理論的研究が, かえって資本主義経済における社会政策の機構的把握にもとづく新たな経済理論の形成に進みえたこと, しかも敗戦後社会運動の昂揚と社会科学の再興の反面において, 人々の社会政策への関心は, その客観的重要性にもかかわらず, 実践的にも理論的にも著しく減退したこと, この2つの事実はともに見のがしがたいといはねばならぬ。しかしながら, 政治一般におけると同じく, 社会政策を軽蔑するものは, 軽蔑に値いする社会政策しか獲得しえないことは, 極めて確であり, 特に社会政策への新たな理論的関心を呼びおこさんがために

は、まず何よりも社会政策理論の現段階への批判と反省とは欠くことができないであろう¹⁾と重要な見解を示した。氏の批判はこうして具体的には社会政策の「経済理論」へと向かっていく。

「社会政策の社会的理論からその経済理論への転回は、社会科学研究のいわゆる『空白時代』における社会政策理論構想の最も著しい性格であり、社会政策の理論において、かつて支配的であった種々の社会的理論構想の後退と、これにかわる社会政策の経済理論の新たな進出とは、およそ社会政策理論展開のこの段階について看過しがたい事実であった²⁾。社会政策の「経済理論」に批判を向けた服部氏は、特に大河内氏の社会政策と自らのそれを対置して次のように述べたのだった。

『基本問題』の著者の社会政策理論と筆者の見解とをわかつものは、社会政策の経済機構的把握・生産的視点と社会政策の社会＝経済機構的把握・階級的視点との対立であ³⁾る。さらに氏は、社会政策が労働者の反抗によってもたらされたものであることを歴史的な観点から次のように明らかにしてゆくのだった。「イギリスでは古くは14世紀後半から、ことに16～18世紀最後の3分の1の時期にいたるまで本格的マニュファクチャの全時代を通じて見られた初期資本主義労働政策は、本格的マニュファクチャ生産形態でさえもなおかつ免れなかった現実的生産過程内における資本の労働者に対する支配の不完全性、その機構的制約にもとづくものであり、機械制大工業の出現によってかかる制約は一挙に取除かれ、現実的生産過程においても、資本は初めて労働者を機構的に完全に支配することができるようになった。ここに新たに展開されるにいたったものは、いわゆる『原生的労働関係』の支配的狀態で、この大きな歴史的断層を経てやがて『原生的労働関係』に対する労働力担当者の反抗—『資本論』にいわゆる『標準労働をめぐる抗争』によって、すなわち新たに社会的必然性が加わることによって成立するにいたったものこそは、社会政策の端初＝基底の形態としてのイギリス工場法・労働保護法にほかならぬ⁴⁾。

ところで氏は、社会政策と階級闘争との関連についてさらに立ち入って、次のように述べていた。「労働保護立法、社会保険制度、これら社会政策的施設はその社会的効果の一面において労働者の階級的再生産を可能ならしめ、社会的な意識化せる組織された存在に高め、秩序あり闘争力ある労働者運動を可能ならしめ……かような組織的階級的反抗力、批判者としての社会運動、直接的には労働組合の活動闘争こそは、労働諸条件の低下、労働力の劫掠的な摩損破壊に対する唯一の社会的防衛力たることも、いまあらためて付言するまでもない。……労働者階級のこの組織的階級的な批判、反抗に対峙し、あるいはさらに進んでこれをその萌芽において摘みとるための用意をなすことは、それ自体、社会政策の資本主義的な固有の課題の1つであった⁵⁾。このように服部氏の「初期」の見解においては、階級闘争は社会政策の必然性との関連において「防衛的」であり、資本家側はこれを「萌芽において摘みとる」を目的とした、と把握されていたけれども、そしてこの点を岸本英太郎氏が「本質論を前提しない社会政策論⁶⁾」と批判したけれども、階級闘争それ自体の把握において岸本氏とは基本的にくい違っていたのであり、むしろ“階級闘争”と社会政策との関連について服部氏は基本的に正しい見解を示していたのである。しかしながら氏はその「後期」において、社会政策と階級闘争との関連をも含めて、社会政策の本質を次のように規定されるにいたっ

て、結局岸本氏の説にきわめて接近してしまい、氏の「初期」の階級闘争観が、次に示すように、労働力の価値法則をめぐる関係でのみとらえられてしまうことになるのである。「資本制生産の自然律として価値法則はみずからのうちにすでに社会的対抗を内在的に含んでおり、さらに機械制大工業の成立による資本の労働支配の完成以後、資本制的蓄積の一般的法則、労働者階級の窮乏化法則、産業予備軍の不施の創出増大の過程は、労働力の価値以下への圧下を不可避にし、これに対する労働者階級の下からの抗争を必然化させる。この抗争は階級闘争として、経済闘争からそれを含む政治闘争に発展せずにはおかない。これによって資本制生産の全組織機構の存続発展はついに危険ならしめられるに至る。ここにおいて資本の利益の執行機関としての国家は、資本による労働力の濫奪、労働力の価値以下への圧下に対してその緩和抑制策を行って産業平和・労資協調を企てねばならなくなる。資本制的蓄積の一般法則によって規定される労働力の価値以下への圧下に対する国家によってなされる労働力収奪の緩和抑制策こそ社会政策の内容であり、これを必然化させるのは階級闘争であって、社会政策の本質規定はこの点に見い出されるべきである」⁷⁾。それでは一体、資本制生産の「全機構の存続発展」が「危険」ならしめられるに「至る」まで「労働力収奪の緩和抑制策」は実際に実施され得ないのか、という、近藤氏への疑問と同種の疑問が直ちに浮ぶのだが、これをも含めて岸本説を検討する時にそれは立ち入って言及することにする。

- 1) 前掲、服部「社会政策の生産力説への一批判」、『服部著作集』所収、7ページ。
- 2) 同上。
- 3) 「同」、17～18ページ。服部氏の批判に対して大河内氏は次のように反批判をした。「教授が、社会政策を『資本制社会の経済的＝社会的必然性において理解する』というのはいかなる意味であろうか。…社会政策理解のための『二つの相互不可分の二重の鍵、』…とはそもそもいかなる意味内容におけるものであろうか。…いわゆる『二重』の意味が、あるときは社会政策を『経済的』に、すなわち『労働力』に対する産業的要求から理解し、またある時は資本に対する労働階級の闘争という事実から、理解しようとする態度だと言うなら、そしてこれが社会政策を『経済的＝社会的必然性において理解する』ことであるなら、この二つの事実は、相並んで、ともに社会政策の必然性を形成するものであるのか、あるいはいずれか一方が基本的であり、他が副次的であるのか、あるいはまたそれぞれの根拠は結局いずれかの1つに統合されてしまうものなのであるか。むしろこの言葉自体を、あるいは表現様式それ自体を、論理的に組み直してやる必要があるではないであろうか。かつて風早八十二氏は、社会政策をもって『政治と経済を結ぶ環』であり、『分配政策と生産政策とを両面とする楯』だと説明されたが、この場合にも、この比喩的表現と用語法とは、問題の真の所在をかえて隠蔽する結果にすらなっていること、服部教授の場合と同様である。筆者にとっての関心は、右の『環』の構造なのであり、『楯』の構造なのである」(前掲、大河内『史的発展』、272～273ページ)。これは一見もっともな批判ではあるけれども、服部氏の言う「経済的＝社会的(政治的一坂脇)必然性において」社会政策を理解しようとする構想は、大河内氏の批判にもかかわらず、そのとらえ方において決して誤っていなかったのである。この点に関連して言えば本稿で後に展開する「階級関係」概念こそは本来「資本制経済」だけでなく、資本主義社会そのものをその根底においてとらえる概念なのである。
- 4) 「同」、16～17ページ。この点についても大河内氏は次のように反批判を加えた。「初期の工場法や時間短縮について労働者の運動や圧力が与って力があつた点は言うまでもないが、それはすでに経済的必然性として貫かれなければならないという総資本にとっての合理性が、労働者の運動や騒擾を契機に実現する、という点が指摘されているので、この場合、総体としての資本が、『労働力』の生産要素としてその手

に確保する必要があくまで貫かれなければならない必然性であり、それは、たとえ労働者の反抗や闘争や騒擾等が存在しない場合においても早晩貫かれなければならないものであった」（前掲、大河内『史的発展』、282ページ）。

- 5) 「同」, 24~25 ページ。服部氏のこの見解に対して、向井氏は前掲、「社会政策論争」において次のような評価を下している。「この指摘、そしてそれを与える社会政策理論の視角は、きわめて正しく、大河内理諭にたいする従来の批判者のそれにくらべても画期的であった。…それにもかかわらず、この適確・適切なイデオロギー批判も、それが大河内理論の論理構造そのものへの内面的な方法論＝理論的批判にたかまらず、それに対置すべき服部教授ご自身の積極的な理論構想が提示されなかったかぎり、…批判者の真意を誤解した反論に迎えられなければならない」（前掲、岸本『社会政策』、316~317 ページ）。
- 6) 岸本『労働経済と社会政策—その基礎理論と論争点—』, 92 ページ。岸本氏はまた別のところでも次のように述べている。「服部教授の大河内教授批判は正しかったにもかかわらず、大河内教授や氏原助教授に反批判されて、理論的に説得的な再批判ができなかったのは、服部教授の社会政策本質論が理論的に明確を欠いていたからであるといっても過言ではあるまい」（『同』, 74 ページ）。
- 7) 前掲、『服部著作集』, 第5巻、『社会政策総論』, 358 ページ, 未来社, 昭和42年, 付録V「社会政策」。

(ハ) 岸本説の検討

もはや「社会政策論争は……終結した」と自信を持って宣言した岸本英太郎氏は、かつてその社会政策論争に関する理論活動を大河内氏の見解を批判する作業から始めた。すなわち、「労働条件の維持・改善の意味を明らかにするためには、何よりもまず労働条件の変動を規制する資本制生産の法則を究明しなければならないであろう。社会政策の大河内理論はここで跪いて所謂『生産力説』的誤りに陥ったのである。即ち、個別資本は労働力を濫奪するが、これは必然的に労働力を磨滅せしめ、もしこれを放任すれば、やがて資本制生産は労働力経済において限界に逢着し、崩壊せざるを得ない。資本制生産の順当な拡大再生産をはかるためには、これを阻止するものがなければならない。これが即ち『総資本』である。総資本による労働力の順当な保全によってはじめてこれが可能となる。従って労働者階級の抵抗があろうとなかろうと、労働力保全という社会政策は経済的に必然化される、というのが大河内理論の1骨子である。もし社会政策による労働力保全が行われなければ資本制生産が崩壊する必然性があれば、大河内理論は正しい。だがそんなことはあり得ない³⁾」と。そして、実は産業革命以後の資本制生産の論理は変化しているのだ、と次のように述べたのだった。「産業革命以後の資本制生産は、産業予備軍を生みだし、労働条件を悪化せしめ、労働力の磨滅を自らの生み出した産業予備軍によって補充しつつ運動する。これが社会的総資本の運動の論理であり、資本制生産＝資本制的蓄積の論理に外ならない。大河内理論は、この資本制生産の理論（生産関係）を無視しているという意味でまさに『生産力説』なのである²⁾。こうした資本制生産論を基本とし、「社会政策論を資本蓄積論のなかにすえて、いわゆる窮乏化法則（賃労働の一般理論）とこれに基づく階級対立との関連において社会政策論の本質論と形態論を導き出したのである³⁾。そして氏は、まず初めに次のような結論を下した。「社会政策は労働力の保全を内容とし、資本による労働力の価値収奪を抑制緩和することをその本質とする国家の労働政策である⁴⁾」と。ここでは明らかに、「資本による労働力の価値収奪を抑制緩和する」ことが社会政策の

「本質」であることが明記されている。そして次に氏は、階級闘争との関連を次のように規定したのだった。「剰余労働＝剰余価値に対する無制限な欲望をもつ資本は競争に媒介されて、阻・碍されることがなければ、労働力の無制限な略奪的搾取につき進むものである。これは資本の運動における盲目的な必然である。労働者階級の絶えざる抗争のみが、これを抑制し、緩和するのである。従ってあらゆる現実の労働条件は、それが高かろうが低かろうが階級闘争＝労資の力関係に媒介されているのである」⁵⁾。つまり氏はここで、社会政策は「経済的には、労働保全＝資本による労働力濫奪の抑制・緩和であり、これを必然化するものは階級闘争である」⁶⁾と規定したのである。そしてまた氏によると、「社会政策は階級闘争の産物であるが、その本質ではないのである」⁷⁾。ところが、氏自らが「わたしの社会政策の本質究明はぎりぎりの到達点＝結論にたどりついた」⁸⁾、と述べるにいたった『社会政策論の根本問題』増補版で、次のように社会政策を規定したのである。「誠に社会政策は階級闘争の必然的産物であり、国家の譲歩による資本家の労働力価値の収奪に対する抑制緩和策である。換言すれば、社会政策とは、資本家階級の労働者階級に対する階級支配の維持・安定のために（社会政策における政治的契機）国家の行う資本家による労働力の価値収奪に対する抑制緩和策（社会政策における経済的契機）である」⁹⁾。ここでは明らかに、「階級闘争」が単に社会政策の「媒介」的性格を有するものとしてではなく、「社会政策は階級闘争の産物であり、社会政策の目的、即ち、本質規定の1つとして「階級支配の維持・安定のために」社会政策は実施されるととらえられていた。つまり、「経済的契機」よりも、「政治的契機」としての階級闘争を抑制し階級支配を維持・安定」させることが重視されていたのである。つまり、「階級支配を維持・安定」させるための手段として「価値収奪に対する抑制緩和策」があることになるのである。こうした規定の方法は、しかしながら氏のその後の著書『窮乏化法則と社会政策』において次のように変化したのである。「社会政策は、労資の階級関係の安定を通じて（階級闘争の抑制緩和によって、といいかえてもよい）産業平和を確保・維持するために（社会政策の本質における政治的＝社会的契機）、国家の法的強制によって行われる資本による労働力の価値収奪に対する抑制緩和策（社会政策の本質における経済的契機）である」¹⁰⁾。ここでは階級関係（階級対立）の「安定のために」から「安定を通じて」に変わっていることに気がつくだろう。さらに注意すべきは「階級支配」が「産業平和」という言葉に置き換えられていることである。そしてこれが依然として社会政策の「本質」としての「政治的＝社会的契機」と規定されていることである。ところが、『社会政策論の再構成』は果して必要か」として書かれた最近の論文「社会政策の政治経済学」において、氏は、自らの最終規定としてこんどは社会政策の本質規定を次のように述べている。「社会政策は、資本の運動法則＝労働者階級の窮乏化法則に基因する階級対立が剰余価値の生産を動揺・不安定化させるのを防止する（産業平和の維持）ために国家が行う労働条件の維持・改善策（資本による労働力の価値収奪の抑制緩和）に外ならない」¹¹⁾。つまりここにいたって氏の言う「産業平和」が、実は「剰余価値の生産」に他ならないことがはっきりしたのだが、このことによって、氏の見解は、社会政策の必然性と階級闘争との関連についてみると、階級闘争の「産物」から「階級支配の維持・安定のために」

へと社会政策に占める階級闘争の比重が一たん高まったにもかかわらず、それは次には「産業平和」を達成するために「労資の階級関係の安定を」はかる、ということにすぎなくなり、そしてまた「産業平和」の内容が今、「剰余価値生産の安定」ということになってみれば、社会政策の本質規定からははっきり「政治的＝社会的契機」は消えてしまったと言っても決して過言ではないであろう。事実、氏の新しい社会政策規定からは、「社会政策の本質における政治的契機」という言葉も、「社会政策における経済的契機」という言葉もなくなっているのである。こうした氏の本質規定における「動揺・不安定化」は、実は氏の階級闘争そのものの理解の不明確さからきているのであり、言うなれば、経済闘争をも含めた階級闘争をその根本において規定している階級関係を、氏の言う「資本制的蓄積の一般的法則」の中に正しく位置づけていない——この点に関しては後にもふれる——ことに起因していると言えるのではないだろうか。〔未完〕

- 1) 前掲、岸本『労働経済と社会政策』、78ページ。
- 2) 同上。こうした岸本氏の批判に対して、大河内氏は自己の主張をくり返すのみであり、議論はかみ合っていない。一般的に言えば、資本制経済の発展に伴って、階級闘争は社会政策実現の契機としての重要性を次第に増大してゆくであろう。けれどもいま事実上かような強力な闘争が存在せず、社会政策の実現にとっての有力な契機に欠けていたとするなら、そこから何が生ずるか。個別資本による『労働力』の濫費と喰潰し、『労働力』の全体としての磨滅と荒廃、『原生的労働関係』の存続がその結果であるが、この場合と雖も、かような状態に対する反動は、産業社会がその『労働力』経済の点から崩壊することを避けようとするかぎり、早晚出現せざるをえないのである。これまさに『イギリスの農耕地が枯渇して海鳥糞の撒布を必要とするに至ったのと同様の意味』（マルクス）に他ならない。産業社会総体は自己の『労働力』基底を早晚健全なものに回復して個別資本の濫奪に対抗しなければならなくなる」（前掲、大河内『史的発展』、297～298ページ）。
- 3) 前掲、岸本「社会政策の政治経済学」、28ページ。なお、資本蓄積の一般的法則と窮乏化法則との関連について氏は別のところで次のように述べている。「わたしたちは、窮乏化法則を資本蓄積論から導き出し、これが賃金や労働条件が労働力の価値以下に低下する必然性であることを明らかにしてきた…。労働力商品は資本制的蓄積法則の作用するなかで、その価格がその価値以下に低下し、これが労働力商品の所有者である労働者の抵抗を生み出すことを明らかにしてきた」（『同』、49～50ページ）。氏によれば、こうした労働者の窮乏化に「基因」した労働者の階級闘争の高まりが、剰余価値の生産を「動揺、不安定化」させると言うのだが、窮乏化の問題を賃金や労働条件が労働力の価値以下に低下することだとするこうした見解に対し最近批判が出されているのだが、ひとまず、氏原正治郎氏の基本的に正しい次の見解をあげておこう。「資本主義社会における社会問題すなわち労働者の低賃金・窮乏・階級闘争の根本原因を、資本主義社会そのものに求めるのではなく、資本主義社会の1つの側面である資本の営利欲望と自由競争による需要供給の法則、またはその変型である限界効用の法則に求めていることである。だから、社会問題の解決は、これらの経済法則の修正・抑制緩和に与らざるを得ない。経済法則の認識がこのようなものであるとするならば、これを修正し抑制緩和するものは経済外的なものでなければならない。この経済外的なものが社会政策グループが固執してきた社会的なものである」（氏原「社会政策論争余聞」、前掲『大河内記念論文集』、238～239ページ）。また、社会政策の必然性と階級闘争、さらには労働力の価値との関連については私も後に詳しく論じるのだが、この点に関して独自の見解を持つ西村氏の見解を、岸本氏に対する批判として、ひとまず次に掲げておこう。「経済闘争を以てしても『蓄積の法則』に従属する『労働力の価値法則』は労働条件を労働力の価値以下に引き下げ、またさらに労働条件はその生産的限界をも越えて下降するからこそ、その過程に激発する労働者階級の『自己解政』闘争を『秩序の埒内』にそらすべく、国家の

経済的手段による社会政策の登場をみることになるのである」(前掲, 西村『増補社会政策と労働問題』, 154 ページ)。

- 4) 岸本『社会政策論の根本問題』, 39 ページ, 日本評論社, 昭和25年。
- 5) 『同』, 38~39 ページ。
- 6) 『同』, 47 ページ。
- 7) 『同』, 233 ページ。
- 8) 前掲, 岸本「社会政策の政治経済学」, 29 ページ。
- 9) 岸本『社会政策論の根本問題』[増補版], 472 ページ。日本評論社, 昭和28年。こうした見解がいかに変化したものであるかについては、氏の同書、初版の次の文章が参考になる。「社会政策に2つの本質があるのではなく、資本の適対的な運動が労働者階級の窮乏とこれに基づく労働者階級の抗争を必然化しつつ行われるところに、そしてこの抗争が国家を強制して労働力を保全せしめ、資本の労働力に対する濫奪を抑制・緩和せしめるところに社会政策の本質があるのである」(224 ページ)。この点に関する見解の変化について若干の批判を加えているのに西村氏の「社会政策の経済論とその革命的退化形態」(前掲『大河内記念論文集』所収)がある。「筆者の批判によって自説を修正し…た本質規定こそ大河内教授のハイマン批判の核心、社会政策の〈保守的=革新的二重性〉もしくは〈二重本質〉論の誤謬を継承するものといわなければならない。…社会政策の本質において政治的契機があるとすれば、はたして社会政策の「本質」とは何物であ…ろうか」(60ページ)。
- 10) 同『窮乏化法則と社会政策』, 55 ページ。有斐閣, 昭和30年。
- 11) 前掲, 岸本「社会政策の政治経済学」, 34 ページ。なお、岸本氏の窮乏化法則把握に関連して服部英太郎氏は次のように疑問を提起している。「『窮乏化法則』貫徹の諸要因を歴史的・実証的に把握・解明しようとするクチンスキーの問題意識とその解決の方向とが誤謬とはいえない。現在日本の最も支配的な社会政策理論が、もし社会政策の課題は『窮乏化法則の抑制緩和であり。したがって、理論的にも法則実現の諸要因の分析をかけるものとして取り上げないというならば、そのような社会政策の本質把握や理論構造こそ、あらためて反省されるべきなのである」(服部「社会政策理論と『窮乏化法則』」, 前掲『服部著作集』, 226 ページ)。

(1973.10.31)